

## 鳥取大学大学院医学系研究科臨床教授等の称号の付与に関する規程

平成27年9月24日

鳥取大学医学部規則第19号

### (目的)

第1条 この規程は、鳥取大学医学系研究科（以下「本研究科」という。）における臨床教育に協力する学内外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

### (称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

### (称号付与の対象者)

第3条 称号は、本研究科の履修に関する規定により臨床実習等の指導に協力する医療機関等（以下「実習等協力機関等」という。）に所属する医療人に付与する。

### (選考手続き)

第4条 臨床教授等の選考は、大学院委員会の議を経て、研究科長が任命する。

### (選考基準)

第5条 臨床教授として選考できる者は、医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有するものとする。

### (職務)

第6条 臨床教授等は所属する実習等協力機関等及び本研究科において、臨床実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨床実習指導等は、本研究科と実習等協力機関等との間で作成された臨床協力カリキュラムに従い行うものとする。

### (称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨床実習の指導に協力する間とする。

### (通知)

第8条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項については、「鳥取大学医学部臨床教授等の称号付与に関する申し合わせ（平成10年6月17日鳥取大学医学部教授会承認）」を準用するほか、大学院委員会の議を経て、別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。